

1 日時

平成31年2月28日（木）16:00～17:15

2 場所

田中田村町ビル 8階 8E会議室

3 出席者（敬称略）

構成員：

三瓶 政一（主任）、山尾 泰（主任代理）、石津 健太郎、市川 麻里（代理：山脇 匡勝）、伊東 克俊、大谷 満、大橋 功、加藤 典彦、加藤 康博（代理：茂越 健）、久保田 啓一（代理：塚本 洋幸）、黒澤 葉子（代理：川西 直毅）、小竹 完治（代理：柴垣 圭吾）、小松 大実、佐野 弘和、城田 雅一、外山 隆行、田中 雅士（代理：長門 正喜）、玉木 剛、中村 隆治、中村 武宏（代理：牧山 隆宏）、中村 光則、生田目 瑛子、長谷川 史樹（代理：岩根 靖）、堀江 弘、本多 美雄、松波 聖文

総務省：

荻原 直彦、中川 拓哉、村井 遊

4 議題

(1) 新世代モバイル通信システム委員会報告 骨子（案）

事務局より、資料5-1に基づき『新世代モバイル通信システム委員会報告骨子（案）』の説明が行われた。主な質疑等は以下のとおり。

大谷構成員：前回作業班までに、全国バンドを使用するキャリアをどうするかというのは議論があったかと思う。「まずは専用の400MHzを使ってサービスを行う」というのは良いアイデアだと思う。

なお、全国キャリアとガードバンドゼロで運用するということが、全国バンドはTDDのタイミング等同期を取ることが決まっているのか。

川西構成員代理：どのように同期するのは今後割当て等を受けて決定する内容であり、全国のすべての基地局で同期するのかどうかはまだ決まっていない認識である。

三瓶主任：28GHz帯の100MHzについては、まずは全国キャリアの免許取得は認めないこととするが、状況の変化等による将来的な参入の可能性は残している。本作業班では、現段階でこれ以上は踏み込むべきではないと判断する。

小松構成員：P.7に「5G委員会報告でまとめられた技術的条件を踏襲し、このなかで示された技術的条件に含まれていないものについては、干渉検討に利用した諸元を上限とすることを基本とする。」とあるが、具体的な上限を設けつつ、その値を越える場

合には調整を要する、という理解で良いか。

事務局：上限として数値を決めることにはなるが、柔軟な使い方を可能とするため、基準値を越える場合には既存免許人と調整を行う等必要な手続きを経て免許する方針としたい。

(2) 28GHz 帯・共用検討（干渉検討）報告

中村（光）構成員より、資料 5-2 に基づき 28GHz 帯・共用検討（干渉検討）について報告が行われた。主な質疑等は以下のとおり。

佐野構成員：P. 21 でゼロ度方向からの指向性減衰を-11dB くらいで見込んでいるが、アンテナパターン（P. 36）ではそれほど減衰していないように見える。御確認いただきたい。

中村(光)構成員：持ち帰り確認する。

(3) その他

全体を通して、主な議論は以下のとおり。

山尾主任代理：P. 6「全国キャリア向け帯域で同様のサービスを提供可能」とあるが、全国バンドを用いて自営向けのサービスをする際に特段の制約はないのか。

事務局：電気通信業務の形態であれば、割り当てられた周波数を活用して、自営向けのサービスを行うこと自体は禁止していない。電波法に関しては開設指針以上の規定はない。

三瓶主任：これまでは公衆サービス／自営サービスが明確に分かれており、制度もそれを前提につくられていた。しかし、5GはIoTに使われるため、プライベートサービスに全国キャリアが参入することを含んでいると思われる。ローカル5Gとは、5G技術を自営的に使うことである。色々な場所で並行して検討が進められているため、それらの議論を参照しながら制度整備を進めていくものと感じている。そのため、極力可能性を削らないような報告書にするものと理解した。自営と公衆の関係、料金体系、免許人等さまざまな論点を一気に議論すると混乱するため、まずはこれで行くのが良いかと思う。

柴垣構成員代理：免許人については、本作業班の検討内容ではないと感じているが一点コメントしたい。ローカル5Gの免許主体について、大手キャリアが見直しを踏まえて参入する可能性があるのは問題ないと思うが、関連事業者が免許主体となることについても、全国キャリアと一体的な運用が想定されるため、制限していただきたいと思っている。特に、NTT東西等がローカル5Gの免許を取得できるとなると、グループ寡占が進み、競争上問題があると思う。そうなるとローカル5G活用そのものに影響が出てくると思う。地域BWAには資本規制のようなものがあり、ローカル5Gでも同様に手当ていただければと思う。

三 瓶 主 任：地域BWAは関連事業者も禁止になっていることで問題ないと思う。自営BWAにおいても、地域BWAと異なる整理となると話がややこしくなるため、地域BWAと同様とするのが自然な流れかと思う。一方、28GHz帯ではケーブル引き込み線の代替もユースケースとしてあげられているが、これは事業の面からいうと固定間通信なので、NTT東西がやる話であって携帯事業者がやるものではない。そのため固定通信においては、NTTグループが禁止されるという方が、むしろおかしな話になると考える。

事 務 局：地域BWAのサービス形態は、敷地を越えて広く面的に展開されるものかと思う。そのような観点から影響が大きいことを考慮し、子会社等も含めて免許しないこととしている。一方、今回制度化をするローカル5Gについては、当面敷地内などに限定して使われるため、全国キャリアの子会社まで排除することまで決める必要があるのか疑問がある。なお、今後、残りのローカル5G帯域の議論する際には、その使い方を踏まえつつ必要に応じて、子会社等の免許取得可否について議論していく必要はあると考えている。

柴垣構成員代理：グループ寡占については事業法の観点からきちんと検討されるべきと思うので、コメントさせて頂いた。

三 瓶 主 任：本作業班の対象外とを感じるが、本件は影響が大きく、柔軟にしておかないとならないため、将来課題に残す点が多い案件である。総務省が柔軟に対応するものと考えている。

牧山構成員代理：免許取得要件について、骨子に記載いただいた内容に従い、まずは割当てを受けたところを有効活用するというのでやっていきたいと思っている。全国網でローカルサービスが可能という話だが、何か課題が残っているのか。

事 務 局：現段階で具体的な課題があるわけではない。この帯域で同じようなサービスが可能であるというのが総務省の認識である。将来的に多様な使い方が考えられるので、新たに課題が発生することもありうるという問題意識は持っている。

大橋構成員：将来的な課題としては電波利用料の話もある。端末側の利用料は年間400円と思うが、端末数のかけ算になるのは、IoT時代にはそぐわないのではないかと思う。導入の足かせにもなるかと思うので、ローカル5Gも含めて見直しをされた方が良いかと思う。

事 務 局：利用料の負担が過度に大きくならないよう、総務省としては適切に取り組む。これは本作業班ではなく、また別途総務省で考えるべき問題と認識している。ローカル5Gが普及し、利用料による支障が出たら適宜見直しを行うことも考えられる。

三 瓶 主 任：5Gを用いたIoTビジネスが展開していく中で、可能性を阻害しないよう、順次進めていく中の最初のステップとして、本作業班の報告書の内容について、この方向で合意されたとして良いか。(反対意見なし)

大筋合意されたと理解し、この骨子をもとに報告書案を作成頂き次回議論したい。

また、事務局より、次回作業班（第6回）は平成31年3月14日（木）に開催予定である旨の説明が行われた。

以上